

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	障害理解に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等における職場体験の推進や、小中学校における「車いす体験」「点字体験」「アイマスク体験」「障害当事者の講話」等を行っているが、障害に対する理解の促進を引き続き進める必要がある。 ・障害理解のためのガイドブックを活用し、福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等における職場体験の推進や、小中学校における障害に対する理解の促進を引き続き進める必要がある。 ・障害理解のためのガイドブックを活用し、福祉教育を行っているが、今後も継続していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設等での職場体験を推進し、障害者との交流など教育現場での福祉教育の推進を図ります。 ・心身障害者福祉センターにおいて福祉講演会を開催し、生涯学習の分野における障害者福祉についての理解を深め、意識のバリアフリー化を図ります。 ・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。 ・引き続き、小学生向けのガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「教育」ではなく障害理解の推進として「権利擁護の推進」へ ・教職員や学校サポーターに対して、引き続き特別支援教育や障害理解に関する研修を行います。 ・小学生向けのガイドブックを活用して障害理解に関する教育を実施します。 ・小中学校において、「車いす体験」「点字体験」「アイマスク体験」「障害当事者の講話」等を行っているが、障害理解に関する授業を実施します。
		広報・イベント等による啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページ、イベントや出前講座等の開催、障害理解のためのガイドブックの発行等を通じて障害者差別の解消と障害理解の促進を図っているが、今後も継続していく必要がある。 	「権利擁護の推進」へ	<ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット、福祉のしおり等を活用した福祉情報の提供や障害理解を深めるためのガイドブック等の活用、広報紙への障害に関する記事の掲載、出前講座の開催などにより啓発を図ります。 ・町会・自治会・民生委員・障害者地域自立支援協議会など、地域の各種団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施します。 	「権利擁護の推進」へ
		障害者サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。 	「権利擁護の推進」へ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を行う障害者サポーターの養成を行います。 	「権利擁護の推進」へ

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや虐待の防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護を推進しているが、引き続き推進していく必要がある。 ・事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動をさらに推進します。 ・社会福祉協議会等による地域福祉権利擁護事業などを活用します。 ・事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。 ・障害者センター養成講座等により事業者への障害理解の周知啓発を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別禁止についての啓発イベントや虐待の防止に関する研修を開催し、障害者の権利擁護を推進しているが、引き続き推進していく必要がある。 ・心身の機能に係る様々な障害についての理解に関する啓発を行う必要があります。 ・事業者に対して合理的な配慮を周知・啓発をしていく必要がある。 ・市民や事業者の間で障害理解を広め、障害者が暮らしやすい地域を作っていく必要がある。 ・市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受けており、差別を受ける障害者が一定数いる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害理解に関する啓発イベントや、虐待防止に関する研修の実施など、障害者の権利擁護についての啓発活動をさらに推進します。 ・社会福祉協議会等による地域福祉権利擁護事業などを活用します。 ・障害者センター養成講座等により事業者への障害理解の周知啓発を行います。 ・リーフレット、福祉のしおり等を活用した福祉情報の提供や障害理解を深めるためのガイドブック等の活用、広報紙への障害に関する記事の掲載、出前講座の開催などにより啓発を図ります。 ・地域の各種団体と連携し、福祉・体験型イベントや、差別禁止条例及び差別解消法の周知イベント等を広く実施します。 ・障害に関する正しい理解と認識を持ち、障害者が地域で暮らすための手助け等を行う障害者センターの養成を行います。 ・市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受付け、問題解決や障害理解の浸透に努めます。 ・障害福祉施設等の職員に対して、虐待防止に関する研修への参加を幅広く呼びかけ、虐待防止の周知に努めます。

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。 成年後見制度を必要としている人が一定数おり、相談内容が複雑化している。 市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度に関するパンフレットを作成し、様々な機会を捉えて制度の周知に努めている。 成年後見制度を必要としている人が一定数おり、相談内容が複雑化している。 市民後見人の養成及び法人後見の受任について検討、実施を進めることで、積極的に制度の活用を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。 費用の助成がなければ障害福祉サービスの利用が困難な方を対象に成年後見制度の利用に係る費用の助成を行うことにより、制度のさらなる活用を促進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見・あんしんサポートセンター八王子と連携し、講演会や学習会を実施するなど、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。 成年後見制度の利用促進のため、法人後見を充実します。 費用の助成がなければ障害福祉サービスの利用が困難な方を対象に成年後見制度の利用に係る費用の助成を行うことにより、制度のさらなる活用を促進します。
		障害者差別禁止の取組	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解のためのガイドブックの作成やイベントの開催を通じて、市民や事業者に対して差別禁止の周知を行っているが、まだ周知が十分ではない。 市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受けており、差別を受ける障害者が一定数いる。 	「権利擁護の推進」へ	<ul style="list-style-type: none"> 障害理解のためのガイドブックや合理的な配慮の好事例集、イベント、障害者サポーター養成講座を通じて、条例の市民・事業者への周知に努め、障害者理解の取組を推進します。 市と市内5か所の相談支援事業所で差別相談を受付け、問題解決や障害理解の浸透に努めます。 	「権利擁護の推進」へ
		再犯防止の推進	—	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪をした障害者等が立ち直りに必要な支援を行える地域社会を作っていく必要がある。 	—	<ul style="list-style-type: none"> 再犯防止のイベントや「社会を明るくする運動」を通じて、啓発活動を実施。保護司や民生委員など、地域の関係団体と連携し、立ち直りを支援する。 ※防犯課
地域で支え合える生活環境の推進	交流の場の整備		<ul style="list-style-type: none"> 障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求める声もある。 	「交流活動の推進」へ	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の孤立化を防止するため、身近な場所で、気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。 	「交流活動の推進」へ

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	地域で支え合える生活環境の推進	様々な交流活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会の実現に向けて障害のある人との人が様々な機会に交流することが求められている。 福祉施設等での職場体験や「福祉まつり」、「ふれあい運動会」、「手作り作品展」等を通じて交流事業の推進を図っているが、さらなる取組が求められている。 市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者同士の交流の場はあるが、その他の交流の場を求める声もある。 共生社会の実現に向けて障害のある人との人が様々な機会に交流することが求められている。 福祉施設等での職場体験や「福祉まつり」、「ふれあい運動会」、「手作り作品展」等を通じて交流事業の推進を図っているが、さらなる取組が求められている。 市内にある療育施設の児童と近隣の保育所の園児との交流事業や、障害当事者による小中学校での講話などを行っているが、引き続き取り組む必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者との多様な交流活動を進めることを図ります。 障害者の多様な交流活動を促進するため、学校行事や生涯学習への参加を促進するとともに、保育所などの交流事業や地域コミュニティ施設などの交流事業を推進します。 障害のある人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。 障害者施設と地域との交流を進めることを図ります。 障害者施設で行う行事・日常活動に際して、ボランティアセンター登録ボランティアを各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。 <p>※青少年若者課、子どもの教育・保育推進課、福祉政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の孤立化を防止するため、身近な場所で、気軽に利用できる交流の場づくりを支援します。 障害者との多様な交流活動を進めることを図ります。 障害のある人とのスポーツを通じた交流機会を創出します。 障害者施設と地域との交流を進めることを図ります。 障害者施設で行う行事・日常活動に際して、ボランティアセンター登録ボランティアを各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。 <p>※青少年若者課、子どもの教育・保育推進課、福祉政策課</p>
		障害者施設の地域との交流			<ul style="list-style-type: none"> 障害者施設と地域との交流を進めることを図ります。 障害者施設で行う行事・日常活動に際して、ボランティアセンター登録ボランティアを各施設に積極的に紹介し、利用者との交流の機会拡大を図ります。 	「交流活動の推進」へ
	ボランティア組織間の連携充実		<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンターなどの団体等で構成される地域参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っているが、さらに連携を充実させていく必要がある。 市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティア参加募集を行っている。 	<p>「ボランティア参加のための環境整備」へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の情報提供を充実させます。 市民活動支援センターや各大学等のボランティア派遣組織などとの連携・充実を図ります。 障害福祉関係のイベント等における学生ボランティアの活用を図ります。 基盤としてのボランティアセンターとボランティア組織との連携の充実を図ります。 	「ボランティア参加のための環境整備」へ

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	地域で支え合える生活環境の推進	ボランティア参加のための環境整備	<p>・<u>社会福祉協議会のホームページSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等やボランティアに関する各種講座の開催やボランティア募集に関する情報の周知を図ったり、青年層のボランティア体験を推進したりするなど、参加のための環境整備を行っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。</u></p>	<p>・地域参加支援に関する情報交換会を開催し、ボランティアに関する情報共有や意見交換を行っているが、さらに連携を充実させていく必要がある。 ・市内の大学等と「ボランティア活動に関する協定」を締結し、学生のボランティア参加募集を行っている。</p>	<p>・誰もがボランティア活動に参加しやすいように、情報の提供や活動メニューの整備などを行います。 ・体験企画などによるボランティア活動を推進します。 ・学生等の体験ボランティアの受け入れ先を整備します。</p>	<p>・ボランティア活動の情報提供を充実させます。 ・市民活動支援センター等のボランティア派遣組織などの連携・充実を図ります。 ・障害福祉関係のイベント等における学生ボランティアの活用を図ります。 ・基盤としてのボランティアセンターとボランティア組織との連携の充実を図ります。 ・誰もがボランティア活動に参加しやすいように、情報の提供や活動メニューの整備などを行います。 ・体験企画などによるボランティア活動を推進します。 ・学生等の体験ボランティアの受け入れ先を整備します。 ※協働推進課、福祉政策課</p>
		ボランティアの養成と組織化	<p>・ボランティア養成講座については、地域活動支援センターや病院等と連携して講座内容の充実を図るとともに、受講者にボランティア組織への入会を勧めるなどの取組を行っている。 ・地域・企業・団体のボランティア活動への参加が図られていない。</p>	<p>「ボランティア参加のための環境整備」へ</p>	<p>・関係機関とのさらなる連携を図り、ボランティア養成講座の充実と講座修了者の組織化を行います。 ・ボランティア・コーディネーターの研修・養成講座を実施し、個人・団体に対して情報の提供を行い、人材の適切な活用を図ります。 ・市内の大学等と締結した協定に基づき、各種事業への学生ボランティアの参加を募るなど、ボランティアの活用を図ります。</p>	<p>「ボランティア参加のための環境整備」へ</p>

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	バリアフリー社会の推進	<u>建築物等のバリアフリー化の促進</u>	<p>・市街地の建物、道路や歩道、交通機関、既存の施設のバリアフリー化及び街中での障害者への公共情報の表示を進めているが、まだ十分とは言えない。</p> <p>・情報化の進展に伴い、それぞれの障害の特性に則した情報バリアフリー化の必要性が増大している。</p> <p>・手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等については継続的な養成事業を行っているが、登録者数の減少に加えて高齢化も進んでいるため、さらなる養成の取組が必要である。</p> <p>・失語症者向け意思疎通支援者の養成を開始したが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。</p> <p>・手話通訳者や要約筆記を活用しているが、十分ではない。</p> <p>・令和元年（2019年）に読み書きバリアフリー法が公布・施行された。</p> <p>・令和4年（2022年）に東京都手話言語条例が公布・施行された。</p>	<p>・福祉のまちづくりを推進するために、関係機関への啓発を進めるとともに公共建築物、道路や交通機関などの整備においては、その検討段階に障害当事者が参加することで、障害者が安全に利用できる施設整備を促進します。また、視覚・聴覚障害者への情報提供として点字や音声案内システム・電光掲示板等の活用を図ります。</p> <p>・福祉のまちづくりの理念に基づき、高齢者や障害者等が自立した日常生活及び社会生活を確保し、社会参加につながることを目指し、バリアフリーマップの作成を行います。</p> <p>※福祉政策課</p> <p>・多数の人が利用する施設等の整備においては、東京都福祉のまちづくり条例等に基づき、だれもが使いやすい施設整備に向けて指導・助言を行います。</p> <p>・研修等を通じてイベント等における手話通訳者や要約筆記の活用を促し、利用を促進します。</p> <p>・現代の情報化に則した障害者に対する情報提供に努めます。</p> <p>・情報保障のあり方について検討します。</p> <p>・障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者、失語症者向け意思疎通支援者の養成や、失語症サロンの立ち上げの促進を図り、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。</p>		

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	バリアフリー社会の推進	移動環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、バスのノンステップ化など、障害者の移動環境の整備がなされてきたが、さらなる取組が必要である。 自転車の道路上の放置台数や撤去台数は年々減ってきてている。 	<ul style="list-style-type: none"> 道路上の障害物の減少や思いやり駐車スペースの増加、バスのノンステップ化、<u>リフトバスの運行</u>など、障害者の移動環境の整備がなされてきたが、さらなる取組が必要である。 自転車の道路上の放置台数や撤去台数は年々減ってきてている。 	<ul style="list-style-type: none"> 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。 障害者の移動環境整備のため、低床ノンステップバスなどバス交通のバリアフリー化を引き続き促進していきます。 <u>・自転車駐車場や駐輪帯の整備を継続するなど、放置自転車をなくす対策を進めていきます。</u> <u>←上に含まれている。</u> 思いやり駐車スペースを拡充します。 <u>・リフトバスの活用やタクシー・ガソリン券の支給など、障害者の移動手段の確保については、引き続き取り組んでいきます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 駅施設の昇降設備や駅前広場の整備を進めるとともに、違反広告物や不法占用物などの撤去・指導を行い、通行に支障のない道路環境づくりを進めます。 障害者の移動環境整備のため、低床ノンステップバスなどバス交通のバリアフリー化を引き続き促進していきます。 思いやり駐車スペースを拡充します。 障害者の移動手段の確保に努めています。 関連所管と連携し、移動困難者の暮らしを支える支援体制づくりに取り組んでいきます。
		通訳者等の養成配置	<ul style="list-style-type: none"> <u>手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者等についての養成事業を行っているが、登録者数の減少に加えて高齢化も進んでいるため、さらなる養成の取組が必要である。</u> <u>失語症者向け意思疎通支援者の養成を開始したが、派遣体制が整っていないため、環境整備が必要である。</u> 	<u>「バリアフリー化の促進」へ</u>	<ul style="list-style-type: none"> 障害者が社会参加し、日常生活を行うための手話通訳者や盲ろう者向け通訳・介助者の養成の促進を図り、障害者が利用しやすい環境整備に努めます。 失語症者向け意思疎通支援者の養成のほか、失語症者の社会参加のため、失語症サロンの立ち上げ促進に努めます。→削除 	<u>「バリアフリー化の促進」へ</u>
		情報機器の活用	<ul style="list-style-type: none"> <u>適切な日常生活用具を給付することにより、障害者への情報提供環境の整備を図っているが、引き続き取り組んでいく必要がある。</u> 	<u>削除（「バリアフリー化の促進」に含まれている。）</u>	<ul style="list-style-type: none"> 社会環境の変化に応じて障害者等へのより適切な情報提供の手段を検討し、効果的な情報機器の活用を図ります。 	<u>削除（「バリアフリー化の促進」に含まれている。）</u>

【柱4】インクルーシブ社会の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目	現計画の「現状」	新計画の「現状」（案）	現計画の「施策内容」	新計画の「施策内容」（案）
インクルーシブ社会の推進	バリアフリー社会の推進	各障害に応じた情報提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各所管において音訳資料・点字資料・手話動画の作成などを行っているが、各障害に応じたサービスの提供が求められている。 ・手話通訳者や要約筆記を活用しているが、十分ではない。 ・令和元年（2019年）に読み書きバリアフリー法が公布・施行された。 	「バリアフリー化の促進」へ	<ul style="list-style-type: none"> ・各障害に応じた情報提供の方策をさらに推進します。 ・研修等を通じてイベント等における手話通訳者や要約筆記の活用を促し、利用を促進します。 ・図書館において宅配サービス、音訳資料・点字資料の作成、対面朗読などを行い、読み書き活動を推進します。 	「バリアフリー化の促進」へ